

平成22年2月10日

各 位

上場会社名	株式会社 第一興商
代表者	代表取締役会長兼社長 保志 忠彦
(コード番号	7458)
問合せ先責任者	執行役員経営企画室長 田中 浩二
(TEL	03-3280-2151)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、株式会社アジア著作権協会（以下、原告という。）から平成16年8月31日付けで提訴されている損害賠償請求訴訟について、本日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経緯

原告が著作権を管理すると称する韓国楽曲について、当社が楽曲使用許諾契約に応じないまま通信カラオケにおいて使用を続けているとして、その使用料9億7578万6000円の支払いを求める損害賠償請求の訴訟を提起してきたものであります。

当社を含む通信カラオケ事業者は、本訴訟の提起以前に社団法人音楽電子事業協会(AMEI)を通じて原告と権利内容についての確認を行っておりましたが、その過程において原告は一方的にそれを打ち切り、しかも当社のみを相手取り本訴訟に至ったものであります。当社は、裁判を通じ原告が管理すると称する権利内容の厳格な立証を求めたうえで適切な対応を講じるとしておりました。

2. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所

平成22年2月10日

3. 当該訴訟を提起した者（原告）

- 1 商 号 株式会社アジア著作権協会
- 2 本店所在地 東京都渋谷区千駄ヶ谷2丁目38番2号
- 3 代表者の役職・氏名 代表取締役 山内 晶太

4. 判決の内容

- 1 一部を除き、楽曲の著作権侵害に基づく損害賠償請求に係る原告の訴えを却下する。
- 2 被告は、原告に対し2300万5495円及び発生から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを50分し、その49を原告の、その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は、2項に限り仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

当社の主張の一部が認められなかったことは誠に遺憾であります。今後の対応については、判決内容を検討し決定いたします。なお、今後公表すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上